

基金情報

No. 125

平成24年6月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成24年度・主要事業概況

事項	5月末数	対前月増減数	事項	5月末数(累計)
事業所数(件)	226	0	年金掛金	調定額(円) 133,258,820
加入員数(人)	男子 4,314	-18		収納額(円) 131,155,580
	女子 2,176	-14		収納率 98.42%
	計 6,490	-32	事務費掛金調定額(円) 5,878,164	
平均標準給与月額(円)	男子 340,286	486	資産運用	信託資産額(時価) 221億4,913万円
	女子 227,889	-3		修正総合利回り -7.26%
	計 302,601	378		ベンチマーク差 0.72%
受給者数(人)	6,339	5	慶弔金の支給件数・金額	14件14万円
平均年金額(円)	519,011	148	年金相談件数	178件

賞与支払届について ～賞与の届出を忘れずにお願いします～

年3回以下で支払われる賞与は、毎月の給与と同様に保険料(掛金)を納めていただくこととなっています。被保険者(加入員)の方に賞与が支払われたときは、「賞与支払届」に「総括表」を添付して年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へご提出ください。

キーワード ～標準賞与額～

保険料(掛金)の対象となる賞与額は、実際の賞与支給額から1,000円未満の端数を切り捨てた額で、これを「標準賞与額」といいます。

標準賞与額には上限があり、健康保険では年度(4月1日から翌年3月31日までの期間)の累計が540万円まで、厚生年金保険及び厚生年金基金では1カ月あたり150万円までとなります。

資格喪失月に支給された賞与に対しては賞与支給日が喪失日の前でも後でも保険料(掛金)は発生しませんが(同月内の取得喪失を除く)、喪失日前に支給された賞与に対しては年度累計の対象となるため、届出が必要です。

チェックポイント!

賞与支払予定月に賞与支給がなかった場合でも、「不支給」として届出が必要になります。賞与支払届総括表の不支給の項目に○をつけ、必要事項を記入し事業主印を押印の上、ご提出をお願いします。また、賞与支払予定月以外に賞与の支給があった場合も、届出をお願いします。届出用紙が必要な時は当基金へご連絡ください。

当基金の掛金について ～喪失時掛金の取り扱い～

《資格喪失日と掛金》

厚生年金基金では資格を喪失した月は掛金を納めていただく必要はありません。喪失日と掛金の関係は以下のようになっています。

◆資格喪失事由が退職・死亡の場合→喪失日は退職日・死亡日の翌日

例1) 7月20日に退職→喪失日は7月21日→7月分の掛金納付無

例2) 7月31日に退職→喪失日は8月1日→7月分の掛金納付有、8月分納付無

◆資格喪失事由が70歳喪失の場合→喪失日は70歳誕生日の前日

例3) 7月1日が70歳の誕生日→喪失日は6月30日→6月分掛金納付無

例4) 7月2日が70歳の誕生日→喪失日は7月1日→6月分掛金納付有、7月分納付無

キーワード ～同月内の取得と喪失～

厚生年金基金では加入員の資格を取得した月と同じ月内に資格を喪失された方は、加入員でなかったものとみなします。そのため同月内に資格を取得し喪失した方への掛金の徴収はなく、将来、基金からお支払する年金もありません。

当基金の加入員証発行後に同月内の取得喪失が判明した場合は、加入員証をご返却いただく必要がありますので、喪失届ご提出時に加入員証の添付をお願いいたします。

※厚生年金保険・健康保険では取り扱いが異なりますので、各所へご確認ください。

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

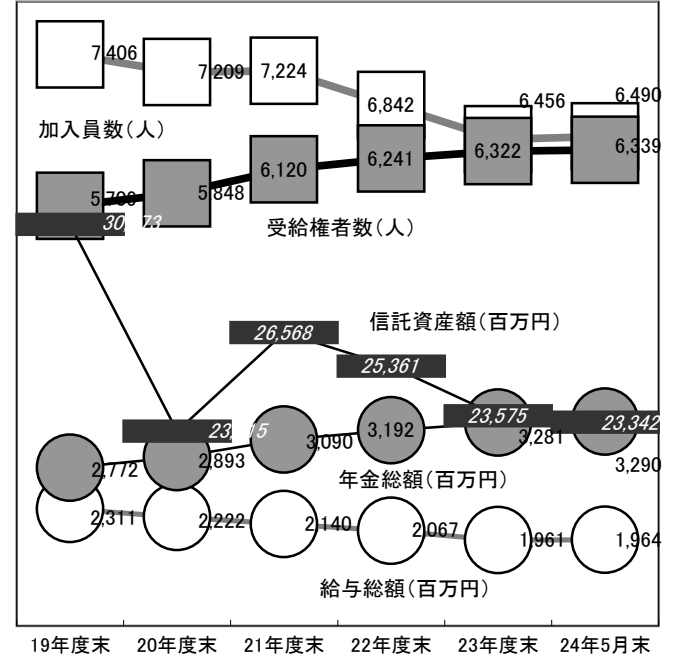
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 6月分の掛金納入期限は、平成24年7月31日となりますので、ご協力お願いいたします。**

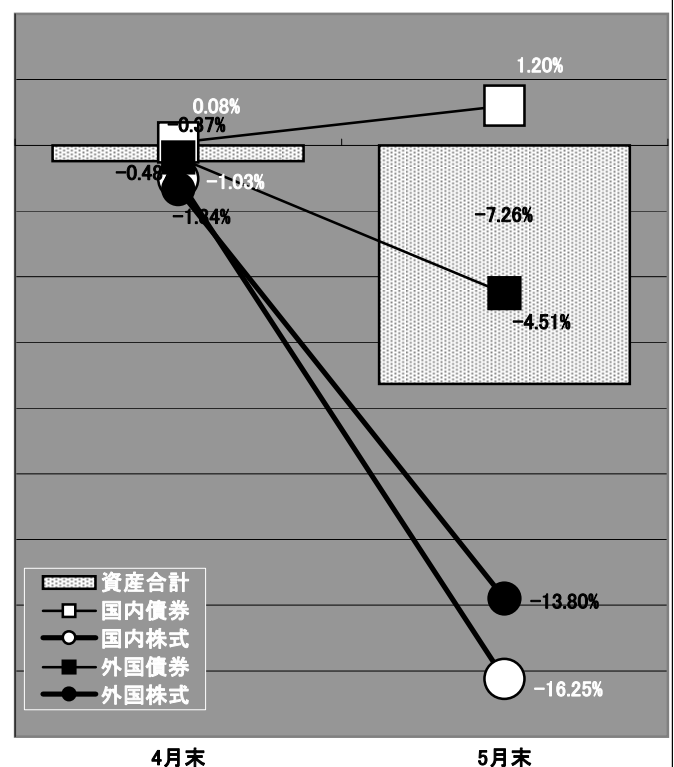
設立事業所の異動(規約変更関係等)・5月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
代表者変更	柏木硝子(株)	青木 高志 氏	H24. 1. 31
代表者変更	田島硝子(株)	田 篤 大輔 氏	H24. 3. 29

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成23年度>



7月の予定

13日 告知書(6月分)発送

※7月分の適用関係書類の〆切は8月7日です。

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮のお願いいたします
ホームページでもご覧いただけます
 当「基金情報」をホームページに掲載しています
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>